

環境省令第二号) 第四条第二号に規定する産業標準作成委員会の議事録

(準用)

第二条の六 第二条の二及び第一条の三の規定は、法第十四条第一項の規定による申出について準用する。この場合において、第二条の二第三項中「原案」とあるのは、「産業標準の案」と読み替えるものとする。

(公示)

第三条 法第十九条に規定する公示は、その産業標準の名称及び番号並びに制定、確認、改正又は廃止の別及びその年月日を官報に掲載するものとする。

(公聴会)

第四条 法第二十一条第一項及び第三項の規定により、主務大臣が公聴会を開催しようとするとき、少くともその十日前に、日時、場所及び公聴会において意見を聞こうとする案件を公示しなければならない。

第五条 法第二十一条第二項の規定により、日本産業標準調査会又は産業標準に実質的な利害関係を有する者が公聴会の開催を請求するときは、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書を主務大臣に提出しなければならない。

一 意見
第六条 公聴会において意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、主務大臣に申し出なければならない。

二 件名
三 請求の理由

第七条 公聴会においてその意見を聞こうとする利害関係人及び学識経験者(以下公述人といふ)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者うちから主務大臣がこれを定め、本人にその旨を通知する。

二 あらかじめ申し出た者のうちにその案件に対する賛成者及び反対者があるときは、その両方から公述人を選ばなければならない。

第八条 公聴会は、主務大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。

第九条 公聴会には、主務大臣がそのつど指名する職員を出席させて意見を述べさせることができる。

第十条 公述人の発言は、案件の範囲をこえてはならない。

2 公述人の発言が案件の範囲をこえ又は公述人に不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し又は退場を命ずることができる。

第十一条 第九条の規定により指名された職員は、公述人に対して質疑することができる。但し、公述人は、職員に対し質疑することはできない。

第十二条 公述人は、議長の同意を得た場合に、文書で意見を提示し又は代理人に意見を述べさせることができる。

第十三条 公述人は、公の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年三月三日總理府・文部省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・郵政省・電気通信省・労働省・建設省令第一号)

1 この命令は、公の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年三月三日總理府・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省令第二号)

この命令は、公の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年八月二十五日總理府・文部省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・郵政省・電気通信省・労働省・建設省令第一号)

この命令は、公の日から施行する。

附 則 (昭和二七年五月一日總理府・文部省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・郵政省・電気通信省・労働省・建設省令第一号)

この命令は、公の日から施行する。

附 則 (昭和二七年五月一日總理府・文部省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・郵政省・電気通信省・労働省・建設省令第一号)

この命令は、公の日から施行する。

附 則 (昭和二八年三月一日總理府・文部省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号)

この命令は、公の日から施行する。

附 則 (昭和二八年三月一日總理府・文部省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号)

この命令は、公の日から施行する。

附 則 (昭和二八年三月一日總理府・文部省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号)

この命令は、公の日から施行する。

附 則 (昭和二八年三月一日總理府・文部省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号)

この命令は、公の日から施行する。

附 則 (昭和四十一年八月十四日から施行する。)

附 則 (昭和五十三年七月五日總理府・文部省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省令第一号)

この命令は、昭和四十一年八月十四日から施行する。

省・郵政省・労働省・建設省・自治省令第一号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年四月二五日總理府・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省令第一号)

この命令は、工业標準化法の一部を改正する法律(昭和五六年七月二五日總理府・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省令第二号)

この命令は、文書で意見を提示し又は代理人に意見を述べさせることができる。

附 則 (昭和五七年七月二五日總理府・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省令第一号)

この命令は、文書で意見を提示し又は代理人に意見を述べさせることができる。

附 則 (昭和五九年七月二九日總理府・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省令第一号)

この命令は、文書で意見を提示し又は代理人に意見を述べさせることができる。

附 則 (昭和五九年九月二九日總理府・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省令第一号)

1 (施行期日)
この中央省庁等改革推進本部令(次項及び第三項において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年十月二十五日から施行する。)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年七月二十五日總理府・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省令第二号)

この命令は、工业標準化法の一部を改正する法律(昭和五五年七月二十五日總理府・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省令第一号)

この命令は、文書で意見を提示し又は代理人に意見を述べさせることができる。

附 則 (昭和五五年七月二十五日總理府・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省令第一号)

この命令は、文書で意見を提示し又は代理人に意見を述べることができる。

附 則 (昭和五五年七月二十五日總理府・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省令第一号)

(準備行為)

2 不正競争防止法等の一部を改正する法律附則

第六条第三項及び第四項に規定する産業標準の制定及び公示並びにこれに関し必要な手続その

他の行為は、この命令の施行前においても、この命令による改正後の産業標準化法施行規則第一条から第二条の四まで及び第三条の規定により行うことができる。
